

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料軽減の見直しについて～

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました

● 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

平成26年度

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(24万5千円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(45万円×世帯の被保険者数)

平成27年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(26万円 ×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(47万円 ×世帯の被保険者数)

■ 今回の見直しにより新たに軽減の対象となる世帯の年間保険料額の例

● 単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減		所得割軽減	平成27年度	前年度比
	前年度	新			
193万円	2割	5割	5割	46,700円	15,500円減
194万円	2割	5割	5割	47,300円	15,400円減
214万円	-	2割	-	105,300円	10,300円減
215万円	-	2割	-	106,400円	10,200円減

● 夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減		所得割軽減	平成27年度	前年度比
		前年度	新			
218万円	夫妻	2割	5割	-	94,100円	15,400円減
		-	-	-	25,700円	15,400円減
220万円	夫妻	2割	5割	-	96,200円	15,400円減
		-	-	-	25,700円	15,400円減
259万円	夫妻	-	2割	-	152,600円	10,300円減
		-	-	-	41,100円	10,300円減
262万円	夫妻	-	2割	-	155,800円	10,300円減
		-	-	-	41,100円	10,300円減

◆ 保険料の計算方法 (平成27年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割
【1人当たりの額】
51,472円

+

所得割
【被保険者本人の所得に応じた額】
(平成26年中の所得-33万円)×10.52%

=

1年間の保険料
【限度額57万円】
(100円未満切り捨て)

● 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 電話 011-290-5601

町民課 戸籍医療年金係

電話 2-2453

介護保険料の支払い

【お問い合わせ先】

保健福祉課介護障がい者支援係 (☎2-2454)

特別徴収 (原則として年金が年額18万円以上ある方)

4月から翌年2月まで、6回の年金で特別徴収(天引き)されます。原則として2月の特別徴収額と同額が4・6・8月の年金から仮徴収され、本算定後、10・12・2月の年金から本徴収されます。

平成27年度中に65歳になったり、転入されるなど新たに第1号被保険者となり、年金から特別徴収が開始される方については、個別に通知します。また、保険料を平準化するため、6・8月の特別徴収額を変更する場合についても、同様に通知します。

普通徴収 (特別徴収以外の方)

7月上旬に納付書が送付されます。

本町の普通徴収の納期は、第1期(7月末)～第9期(翌年3月末)までの9期に分けており、各期ごとの納期限までに、役場出納室、郵便局または指定金融機関等(北洋銀行・北海信金・

年金から自動的に天引きされますので、特別な手続や直接保険料を支払う必要はありません。

なお、後期高齢者医療保険料・国民健康保険税・住民税についても、原則として介護保険料と同様に特別徴収されます。特別徴収を口座振替に変更したり、介護保険料が特別徴収されていてもその他の保険料等が特別徴収されないこともあるなど、介護保険料と異なる部分がありますので、不明な点は各担当にお問い合わせください。

農協・漁組)で直接保険料を支払うことになります。

なお、郵便局・北洋銀行・北海信金・農協・漁組の金融機関で、口座振替をすることができます。

便利で簡単な口座振替をぜひご利用ください。

